

事業者提案にかかる質問と回答（その1）

【部分的な指定管理は可能？】

Q 1 事業者提案する項目が1項目であっても差し支え無いと記載されていますが、将来、指定管理者制度による管理となった場合、今回の事業者提案において1項目のみを提案し、その提案が採用された場合、その提案した1施設を全体から切り離して指定管理者となることができるのですか？

⇒ 指定管理を行う範囲は「道の駅」全体を考えております。また、指定管理者に応募される事業者の方の個別の経緯・事情を考慮して、市が提示した公募条件である管理仕様を変更することはありません。

【管理コストに見合う収益性が見込めない事業者提案を提出してもよい？】

Q 2 例えば情報端末に関わる事業者提案を行う場合、この情報端末そのものは収益性のある事業ではないので、提案の依頼書に記載されている市と指定管理者の収支のバランスが考慮出来ませんが、提案をしても良いですか。

⇒ はい。施設全体として収支バランスの取れた施設運営を目指しておりますが、提案する施設によってはご質問のように、収支だけでは測ることの出来ないものも多々あると思います。他にも防災に関わる施設等は収支では測ることの出来ない施設と考えております。

【事業者提案を求める目的は何？】

Q 3 どのような目的で、この事業者提案を求めているのですか。

⇒ 今年度、施設計画を策定することとしております。そのため、民間の事業者の方から知見をいただき、魅力的で運営しやすい施設計画にしたいと考えております。

事業者提案にかかる質問と回答（その1）

【商業施設ばかりの提案は可能ですか？】

Q 4 飲食店と物販等に特化した施設を提案しても構わないですか。

⇒ 「道の駅」の機能として、相応の規模の駐車場・トイレや情報発信・地域連携機能といった公共性を有する施設についても計画をしております。そのため、提案内容を修正することもあります。商業施設に特化した提案についても施設計画の検討の参考とさせていただきます。

【図面資料の提供はないですか？】

Q 5 ホームページに掲載されている図面以外に詳しい図面はありますか。一辺の長さがわかると良いのですが。

⇒ 測量等の調査は今後行う予定としており、ホームページに掲載している図面以外はありません。
敷地形状は台形で、全体で約 1.5ha です。

【事業スケジュールの確認】

Q 6 指定管理者を選考する時期の予定はいつ頃ですか。

⇒ 市川市のホームページに掲載されている基本計画の25ページに外環道路の供用に合わせたスケジュールを記載しており、現時点では、平成27年度に選定手続きを予定しております。
なお、施設の設置・指定管理者の決定については、議会による承認手続きが必要になります。

事業者提案にかかる質問と回答（その1）

【事業者提案とその後の事業参画の関係は？】

Q7 今回事業提案を行うことで、有利になることはありますか。

⇒ 事業提案の依頼文「7. 注意事項（1）」に記載 **しきれ**ておりますとおり、契約に関する意図はございませんので、有利になることはありません。

【事業予算はどのくらいを見込んでますか？】

Q8 市川市で見込んでいる事業費（建築費）はどれくらいになりますか。

⇒ この事業提案の内容も踏まえて検討を行う為、現時点での事業費（建築費）は、未定です。

【高速道路からのアクセスは？】

Q9 外環道路を通過して来訪される人はどのようにアクセスするのですか？

⇒ 通称「外環道路」は、いわゆる高速道路と一般国道298号の2つの道路で構成されています。「道の駅」を設置する国分地区においては地下に高速道路、地上に一般国道が敷設される構造となっております。

「道の駅」は、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアと同様の機能を備えておりますが、一般道路につくる施設と整理されています。今回提案を募集している「道の駅」も地上の一般国道に面したものとなります。

地下の高速道路を通行する車両は一旦高速道路を下りて一般**国**道を介してアクセスしていただくこととなります。なお、最寄のインターチェンジは（**仮称**）市川北インターチェンジとなりますが、その位置は「道の駅」の南側にできます。この（**仮称**）市川北インターチェンジは松戸方面から来た車両が南向きに地上へ出る出口となりますので、高速道路を降りた後で方向転換して一般**国**道に戻っていただくこととなります。